

YMCA 「カンパラ原則」の宣教論的意味

中 道 基 夫

1855年、パリで世界YMCA同盟が結成された際に、YMCAの加盟審査の基準とし制定されたのが“Paris Basis”¹である。その“Paris Basis”の文章は単純なものでありながら、世界宣教ならびにエキュメニカル運動の礎となるものであり、YWCA、WSCF、WCCに継承されるものであり、その後のエキュメニカル運動を牽引するものとなった。しかし、それから100年以上の年月が過ぎると、“Paris Basis”は時代に合わなくなり、YMCAの実態とも矛盾し、宣教論的にも前時代的なものとなっていた。

そこで、1969年にノッティンガムで開催された第5回世界YMCA同盟総会において、“Paris Basis”の現代的意義が批判的に問われ、「パリ標準再検討のための特別委員会」が設置され、各ナショナルYMCAにおいても“Paris Basis”の意義を再検討する作業が進められた。その結果の集約に基づいて、1973年にカンパラで開催された第6回世界YMCA同盟総会は、“Paris Basis”についての解説文をつけて、YMCAの現代的使命をより明確に表した“The Kampala Principles”（カンパラ原則）を付与することで、“Paris Basis”をそのまま保持することを決議したのである²。

1 “Paris Basis”の宣教論的意味については、拙論「YMCA “Paris Basis”の日本における宣教論的意味」、『神学研究』(62)、関西学院大学神学研究会、2015年3月、97-107頁を参照。なお、“Paris Basis”は日本語で「パリ標準」(旧訳)と「パリ基準」(新訳)があり、それぞれ訳のニュアンスが少し違うので、本論文では英語の“Paris Basis”という表記を用いる。

2 YMCA史学会編集委員会編『新編日本YMCA史』、日本YMCA同盟、2003年、228-229頁を参照。

現代、YMCAは“Paris Basis”をYMCA運動の使命の礎石的文書として尊重しつつも、今日の時代に相応しいものとして言い換えなければならないものであるという合意に至っている。それゆえ、世界YMCA同盟としては、“Paris Basis”の現代的な展開として、本論文で取り上げるカンパラ原則を1973年に、そして、さらに「チャレンジ21」を1997年に表明している。それぞれのミッションステートメントには、その時代に相応しい文言が用いられて、“Paris Basis”の現代的解釈がなされている。さらにカンパラ原則は各ナショナルYMCAにおいて現代的使命を再考し表明する礎石となり、日本YMCAはカンパラ原則に基づいて1976年に「日本YMCA基本原則」³を制定した。

しかしながら、それはYMCA内部だけの事柄ではなく、もともと世界宣教やエキュメニカル運動の礎石とも言える“Paris Basis”の解釈は、エキュメニカル運動や世界宣教理解の変化を表すものであると考える。

本論文で取り上げるカンパラ原則は、以下のように“Paris Basis”についての解説文とYMCAの現代的使命を明確に表した5項目からなるものである。

カンパラ原則 (The Kampala Principles)⁴

パリ基準は、キリストがYMCA運動の中心であること、したがって (Y

3 1976年に制定された「日本YMCA基本原則」は、1992年にその改訂作業が開始され、1992年に新しい「日本YMCA基本原則」が改訂された。

4 『新編日本YMCA史』、前掲書、230頁。以下、カンパラ宣言の英語本文を記す。
“The Kampala Principles”

The Paris Basis expresses that Christ is the centre of the Movement, which is conceived as a world-wide fellowship uniting Christians of all confessions. It is consistent with an open membership policy, involving people irrespective of faith as well as age, sex, race and social condition. The Basis is not designed to serve as a condition of individual YMCA membership, which is deliberately left to the discretion of constituent movements of the World Alliance. The Basis makes clear that the constituent movements of the Alliance have full freedom to express their purpose in other terms designed to correspond more directly to the needs and aspirations of those whom they are seeking to serve, provided these are regarded by the World Alliance as being consistent with the Paris Basis. Recognising the character of the YMCAs in the world today, this act of acknowledging the Paris Basis places upon the various associations and their members as fellow workers with God such imperatives as:

MC Aが) すべてのキリスト者をつなぐ世界大の交わりであることを言いあらわしている。と同時にこの基準はさらに、信仰、年齢、性別、人種、社会状況の違いを越えてあらゆるひとびとの参加を求める開かれた会員制を指向している。

パリ基準は個々のYMCAの会員制を規定することを意図したものではない。会員制は、世界同盟を構成している各国YMCA同盟の裁量にゆだねられている。

またパリ基準は、次のことを明らかにしている。すなわち各国YMCA同盟は、世界同盟がパリ基準の精神と矛盾しないと認めるかぎり、自由にそれぞれが奉仕の対象としているひとびとのニーズや願いに、より直接に応える独自の言い方でその目的を表現することができる。

今日の世界のなかにあるYMCAの現実に照らしてみると、パリ基準を再確認するということは、すべてのYMCAとその会員たちに、神の同労者として次のような使命の自覚を促す。

1. すべてのひとびとに、平等な機会と正義とが実現されるように努力する。
2. ひとびとの間に愛と理解にみちた人間関係が可能になるような環境をつくり出し、それをまもっていくように努力する。
3. YMCAの中に、また社会のさまざまな組織や団体の中に、誠実さ、豊かさ、創造性が生かされるような状況をつくり出し、また維持するように努力する。
4. キリスト教的経験の多様性と深さが具体的に示されるようないろいろなリーダーシップと新しい型のプログラムを開発し、育てていくように努力する。
5. 全人としての成長のために努力する。

-
1. To work for equal opportunity and justice for all.
 2. To work for and maintain an environment in which relationships among people are characterised by love and understanding.
 3. To work for and maintain conditions, within the YMCA and in society, its organisations and institutions, which allow for honesty, depth and creativity.
 4. To develop and maintain leadership and programme patterns which exemplify the varieties and depth of Christian experience.
 5. To work for the development of the whole person.

YMCA運動自身は、世界宣教と深く結びついたものであり、またエキュメニカル運動の具体的な展開である⁵。カンパラ原則においても、宣教理解の反映として自らを「神の同労者」と表現し、エキュメニカル運動であることを示すものとしてYMCAを「すべてのキリスト者を一つに結ぶ世界大の交わり」であると自己規定している。YMCAならびにカンパラ原則は、世界宣教における宣教論やエキュメニカル運動と連動するものであり、相互に影響を与えあっているものである。

それゆえ、カンパラ原則を宣教論的に分析することは、宣教論の変遷をたどる上においても一つの重要なポイントであると考ええる。特に、1920年から1970年代にかけて世界宣教の舞台で起こってきた変化の中で、カンパラ原則を捉えることでカンパラ原則の宣教論的な意味を解明したい。

1. カンパラ原則の背景となる世界宣教の二つの潮流

J. R. モットの“The evangelization of the world in this generation”⁶ (1900)に象徴されるような植民地政策によって支えられた帝国主義的宣教論が、第一次世界大戦などによって崩壊する。西洋文明に裏打ちされた宣教が世界に平和をもたらすはずであったが、人類が経験したのは世界規模の戦争であり、世界の分裂であった。

1928年に開催されたエルサレム世界宣教会議では、エディンバラ世界宣教会議を支配していた帝国主義的宣教論が否定され、神の国の拡張という宣教理念が植民地政策に結びついた宗教的帝国主義として批判されることとなった。絶対的真理、絶対的全体性への懐疑がこの会議を席捲し、西洋中心主義と終末論は撤退し、宣教において他文化や他宗教を圧倒する勝利やキリスト教的世界征服はもはやそのテーマではなくなってしまった。

⁵ YMCA運動と世界宣教とエキュメニカル運動との関係については、拙論、前掲書を参照。

⁶ John R. Mott, The evangelization of the world in this generation, Student Young Men's Christian Association Union of Japan, 1902.

1938年に開催されたタンバラム世界宣教会議では、さらに明確にキリスト教と他宗教との対立関係は解消され、キリスト教は世界を救う唯一の真の宗教であるという自己理解を取り下げることとなった。これまでの欧米中心主義的な世界宣教理解に基づいた宣教国と被宣教国の一方通行的上下関係は後退し、欧米の教会によって設立されたアジア、アフリカ、南米の若い教会は、ともに宣教に携わるパートナーとして位置づけられるようになったのである。

欧米を中心とするキリスト教が、世界の諸宗教を否定し、全世界をキリスト教化する権利と意義が外部から批判され⁷、キリスト教内部の自己批判と共に、西洋中心主義に裏打ちされたイエスの大宣教命令⁸はその力を失ってしまったのである。キリスト教は他の宗教の存在も存在意義も認めなければならなくなり、そのための新しい宣教の神学が必要となっていく。かつてのような確信と権威をもって宣教活動を推進することはできない。しかしながら、宣教自身をやめてしまうわけではないので、イエスの宣教命令がなくなったわけではない、そこでなぜ自分たちは宣教するのか、宣教とはなにかを問う宣教論の確立が求められた。

この様な状況の中で、宣教は二つの方向性へと分離していくことになる。一つは、創造主なる神が歴史と社会の中で働かれることへの参与であり、正義としての宣教として特徴づけられる方向性である。もう一つは、個人的な悔い改めと聖化であり、魂の救済を目指すものであり、福音派と呼ばれる傾向である。

この両方の方向性は共にキリスト教が現代に意味を持たなくなったという危機感に基づいたものである⁹。YMCAにおいて“Paris Basis”を現代化しようとしたように、WCCなどを代表するリベラルなキリスト教においては、キリスト

7 レスリー・ニュービギン著・鈴木脩平訳『宣教学入門』、日本キリスト教団出版局、2010年、27頁。

8 マタイ28章19-20節「だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」。

9 アリスター・マクグラス著・島田福安訳『キリスト教の将来と福音主義』、いのちのことば社、1995年、126-131頁を参照。

教を現代化することによってこの問題を解決する糸口を見出そうとした。他方、むしろキリスト教の伝統に立ち帰り、福音を忠実にこの世に提示していくことによって、福音本来の魅力を引き出し、キリスト教が現代世界に意味を持ち続けることができると主張するのが福音派である。

この2つの方向性について詳説する。まず、第一の方向性は、正義としての宣教である。

正義はそもそも聖書においてもキリスト教と深く結びついたものであったが、啓蒙主義によって政治や国家と宗教との分裂が明確になり、宗教は私的世界に割り当てられるものとなっていった。社会的な正義は教会が関わる問題ではなく、もっぱら個人の霊的な救いに重点が置かれることになる。

しかし、WCCの設立は、単に一つの宗教の世界的組織にとどまるものではなく、正義の問題と関わる契機となった。世界は、第一次世界大戦、そして第二次世界大戦を経験し、大きな分断を経験し、第二次世界大戦後は、世界は二極化し、冷戦下の対立状況における核の威嚇を経験していた。そのような状況の中で、WCCは戦争の歴史を反省し、エキキュメンカルな教会の一致と協力が戦争によって分断された世界に正義と平和をもたらせるという使命を持って設立されたのである。また、植民地主義は解消したものの、ラテンアメリカ等における貧富の差と一部既得権者による支配体制と社会矛盾やアフリカの貧困を目前にしたとき、キリスト教の役目は従来のように個人の救済ではなく、社会に関わるごころ宣教であるという意識が生まれてきた。

1966年にジュネーブで開催された「教会と社会のための世界会議」では、明確に教会の社会参加を主張している。また、1968年にWCCのウブサラ会議では、無暴力による社会変革が求められ、被抑圧者の解放に関わるものが救いをもたらす教会の宣教の業であるという理解が示された。

ウブサラ会議は、単に教会の社会参与と正義としての宣教の強調だけではなく、世界宣教に一つの大きな構造変革と対立を確認するものであった。そもそもWCCは、「国際宣教協議会」(International Missionary Council : IMC)、「生活と実践運動」(Life and Work Movement)、「信仰と職制運動」(Faith and

Order Movement) という3つの源流を持っており、これらの3つの流れが結び合わされて1948年にWCCが誕生することになる。ただし、IMCが正式にWCCに合流することになるのは1961年の第3回総会であるニューデリー会議である。それゆえ、1968年のウプサラ会議はIMC加盟後の最初の総会であった。さらに、世界キリスト教教育協議会 (World Council of Christian Education : WCCE) というもう一つの流れがウプサラ会議でWCCに合流することとなり、さらに世界宣教とエキュメニカル運動の大きな流れとなった。

宣教が教会の社会参与と正義として明確な形として現れたのが、1990年ソウルで開催されたWCCの世界協議会「正義・平和・被造物の保全 (Justice, Peace and Integrity of Creation)」会議であった。これまで、WCCは正義と平和の相互関係に関しては繰り返し議論して来たが、この会議において被造物の保全、つまり環境問題が加えられ、この3つが切り離すことが出来ないものとして確認された。つまり、従来戦争の対極としてのみ考えられてきた平和が、地球資源の搾取、自然破壊、人種差別、核の問題、食糧危機などとの関連の中で考えられ、これらの社会的・政治的問題の解決なしに平和の実現はないという認識がなされるようになった。さらに、このような正義や平和の問題に取り組むことが宣教であるとの認識が強められたことは注目すべき点である。

しかしながら、ウプサラ会議で宣教の課題として教会の社会参与や平和に重点が置かれ、今日における救いは抑圧者の解放にある表明されたことに対して、聖書と伝道に重きを置き、すべての人の救いを求める福音派の流れの中に反発が生まれることとなった。

これが、福音派という第二の方向性である。

その象徴的な動きが、1974年に開催されたローザンヌ世界宣教会議であり、その会議で制定された「ローザンヌ誓約」¹⁰である。この宣教会議の委員長を務めたのは、リバイバル運動の推進者として知られているビリー・グラハムであった。

ローザンヌ会議の布石として、1966年10月にベルリン世界伝道会議が開催さ

10 ローザンヌ誓約については、ジョン・ストット著・宇田進訳『現代の福音的信仰 ローザンヌ誓約』、いのちのことば社、1976年を参照。

れている。この会議は、先述した1966年6月に開催されたWCCの「教会と社会のための世界会議」を意識したものであり¹¹、WCCの宣教理解への反発であった。YMCAの“Paris Basis”に表れWCCのエジンバラ会議で認識されたような明確な宣教意識とイエスの大宣教命令を取り戻そうとする動きであった。“One Race, One Gospel, One Task”を主題とし、聖書の信仰を強調し、現代社会にいかにも効果的に伝道し、福音の力を取り戻すことを主たる目的として開催された¹²。特に“One Race”という表現に表れているように、人種、皮膚の色から来る相違を否定し、すべての人を宣教の対象とし、イエス・キリストにある救いにおいてすべての人が一つであることが強調されている¹³。19世紀から20世紀の初めにかけてのモット等が唱えた“The evangelization of the world in this generation”を彷彿とさせるような全人類への福音の伝道を最大最緊急の任務とすることが確認された。

このベルリン世界伝道会議の展開として開催されたのが1974年のローザンヌ世界宣教会議¹⁴であった。150カ国から4000人が集まったこの会議において、15カ条からなる「ローザンヌ誓約」¹⁵が採択され、その後の福音派の宣教活動を牽引するものとなった。このローザンヌ誓約においては伝道とはなにかが問われており、第6項「教会と伝道」が中核となっている¹⁶。第6項に「犠牲的奉仕を伴う教会の宣教活動の中で、伝道こそ第一のものである。世界伝道は、全教会が、全世界に、福音の全体をもたらすことを要求する」とあるように、伝道を教会の宣教活動の中で最も重要なものと規定し、教会は伝道のために資金面

11 古屋安雄『激動するアメリカの教会 リベラルか福音派か』、いのちのことは社、1978年、101-102頁を参照。

12 ホームページ Billy Graham Center Archives “Records 12 of World Congress on Evangelism - Collection 14”を参照。
<http://www2.wheaton.edu/bgc/archives/GUIDES/014.htm#4>

13 舟喜信「ベルリン宣言」、いのちのことは社出版部編『新キリスト教辞典』、いのちのことは社、1991年、1127-1128頁を参照。

14 ローザンヌ世界伝道会議、ローザンヌ誓約、引き続き行われているローザンヌ運動については、ローザンヌ運動の日本語ホームページを参照。<http://www.lausanne-japan.org>

15 上記ホームページ内、<http://www.lausanne-japan.org/>ローザンヌ誓約/を参照。

16 舟喜信「ローザンヌ誓約」、『新キリスト教辞典』、前掲書、1254頁。

を含めたあらゆる事柄において誠実であることが求められ、それを怠ることはむしろ「つまずきの石」とであると述べられている。

ただローザンヌ誓約においても、教会と社会との関わりが全く無視されているわけではない。第5項「キリスト者の社会的責任」において「伝道と社会的責任とを互いに相容れないものとみなしてきたことに対し、ざんげの意を表明する。たしかに人間同志の和解即神との和解ではない。社会的行動即伝道ではない。政治的解放即救いではない。しかしながら、私たちは、伝道と社会的政治的参与の両方が、ともに私たちキリスト者のつとめであることを確認する」と、従来の福音派の宣教において伝道と社会的責任が分離していたことに対する懺悔が述べられている。福音派の中で、福音が人間の魂だけに関わるのではなく、社会の現実をも変えていく力を持ち、それを宣教の課題とすることを明示されたことは大きな意味を持ち、これ以降の福音派の宣教理解や活動に大きな影響を与えるものであった¹⁷。

しかし、この時点では社会的な課題は伝道の中で二次的なものであり、「人間同志の和解即神との和解ではない。社会的行動即伝道ではない。政治的解放即救いではない」と言及し、伝道を第一のものとして強調している。この言葉の背景には、1973年にバンコクで開催されたWCCの世界宣教伝道部「今日の救済」会議の決議があり、そこでの決議に対する批判的意見がある。ローザンヌ会議は、「私たち自らの失策のゆえに悔恨の念にかられていた」という言葉が象徴するように、これまでの世界宣教の潮流、つまりWCCが代表するリベラルな宣教理解が失策であったことに対する「へりくだりと懺悔の精神」に満ちていたといわれている¹⁸。

1961年のWCCニューデリー会議で、WCCにIMCが加入し、1966年6月のジュネーブにおけるWCC「教会と社会のための世界会議」の後に、同年11月にベルリン世界伝道会議が開催された。1968年にWCCのウブサラ会議があり、1973年にWCCの世界宣教伝道部「今日の救済」会議が開催された。それをうけて、

17 古屋、前掲書、104-110頁を参照。

18 ジョン・ストット、前掲書、12頁。

1974年にローザンヌ世界伝道会議が行われ、ローザンヌ誓約が採択された。このように世界宣教とエキュメニカル運動の潮流が2つに分かれていくただ中で、1973年にカンバラで開催された第6回世界YMCA同盟総会において、カンバラ原則がYMCAの基本原則として表明された。

以下、この世界宣教の潮流の中でカンバラ原則がどのような宣教論的な意味を持つのかを述べていく。

2. カンバラ原則における会員問題

1969年に開催されたノッティンガムの第5回総会において、“Paris Basis”の内容的な再検討だけではなく、一体誰がYMCA運動の担い手であるのかという会員問題の検討が求められた。そもそもYMCAはキリスト者によって設立された宣教団体であるが、その活動のゆえに社会との接点を持つこととなり、様々な問題に取り組み必要が生まれてきた。教会形成ということの主たる目的とするのではなく、“Paris Basis”で謳われている「神の国の拡張」を社会の中でどう実現するのかということがYMCA運動として問われているわけである。元日本YMCA同盟総主事であった塩月賢太郎は、ノッティンガムの総会の決議を紹介し、YMCAが直面する課題として「キリスト教団体として忠実にその役割を果たすためには、積極的に社会の様々な問題と取り組むことが必要」¹⁹であると述べている。そのために必要とされているのは、キリスト者による活動ではなく「YMCAの目的に共鳴するひとびとを、その信仰的背景にかかわらず、広く会員として受け入れるべきである。また組織としてのYMCAが意志決定する機関に非キリスト者も参加できるようにすべきである」²⁰とYMCAの担い手である会員のキリスト者条項の緩和を積極的に意味づけて訴えている。

実際、YMCAは各地に広がっていく中で、その社会の問題に関わり、難民復

19 塩月賢太郎「クリスチャンリーダーシップと開かれた会員制」、磯部長康『クリスチャンアンドオープン』、日本YMCA研究所、1976年、1頁。

20 同書、1-2頁。

興事業を進め、発展途上国にののために働いていた。このような事業を宣教活動としてい位置づけ、各加盟YMCAによって連帯と協力が促進されており、そこにいわゆる宣教師が遣わされ、資金的な援助がなされていた。1955年頃の時代的な課題は開発であり、第1・2世界の政府は、第3世界の開発計画に多大な資金を投入し、貧困問題などに貢献しようとしていた。そのため、欧米の教会や宣教組織においても、この動きに同調し、宣教地の社会問題を解決し、社会変革を起こすことに関心が高まっていた。1960年代においても、近代的なテクノロジーによって西洋社会のレベルまで高めることが貧しい者の救いであると考えられていた²¹。そのような状況の中で、YMCAの事業は、政府や公共団体、地域の人々と連帯し、協力することなしには推進できなかった。

しかし、同時にYMCAとしては、いかにYMCAのキリスト教性を保つことができるのかという問いに直面することになる。先の塩月は、そこで求められるのが「すべてのリーダーがその信仰を、今日の時代に意味ある言葉や行いで青年たちに伝えるように役立つような研修の機会を持つべきである」「すべての主事ははっきりと信仰を言い表したキリスト者であるべきである」²²とリーダーと主事のキリスト教信仰の重要性を強調したノッティンガムの第5回総会の議論を紹介している。

この「クリスチャンリーダーシップと開かれた会員制」は現在も引き続き議論されている課題であり、特にアメリカなどの多民族社会の中においては、多様な宗教的背景を持つものがYMCAの主事やリーダーとして活動に従事しているために、簡単には解決され得ない問題である²³。

しかし、これは単にYMCAという組織の中での会員問題にとどまるものではなく、いったいキリスト教が、またキリスト教の組織が何においてキリスト教

21 このような西洋からの開発援助は、世界の中の圧倒的な貧富の格差と富者の遊園津館によってなり立つものであり、後に批判されることになるが、ウプサラ会議においてもそれほど大きな問題として取り上げられていない。デイビッド・ボッシュ著・東京ミッション研究所訳『宣教のパラダイム転換 下』、新教出版社、2001年、303-307頁を参照。

22 塩月、前掲書、2頁。

23 塩月、前掲書、6-7頁を参照。

であるといえるのかという問題をはらんでいる。キリスト教の宣教活動として設立され、運営されていたキリスト教保育園・幼稚園・学校・病院・福祉事業団などが、何においてキリスト教であるといえるのかという問題である。教員や職員がクリスチャンであるということは非常に分かりやすい指標であるが、それが一体全体の何パーセントを保っていればキリスト教であるといえるのであろうか。また逆にクリスチャン比率が保ってればたしてキリスト教であるといえるのかということが問われなければならない。

YMCAの会員問題は、そのような宣教論的な課題を含みつつ、解決されていない問題であるが、カンパラ宣言の中で“Paris Basis”で「聖書に基づいてイエス・キリストを神として救い主として仰ぎ、信仰と生活とを通してその弟子となることを望み、また青年の間に、神の国を拡張するために協力することを願う青年」という非常にキリスト教に限定された会員の規定を、「信仰、年齢、性別、人種、社会状況の違いを越えてあらゆるひとびとの参加を求める開かれた会員制を指向している」と解釈したことは、単なる現状に合わせた妥協ではなく、宣教論的な挑戦を含むものであるといわざるを得ない。

なぜなら、この時点での解釈はリーダーや主事のキリスト教信仰を堅持することによってキリスト教団体としての一つの枠組みが作られているが、一旦開かれた解釈はさらなる開放を生み出してくると考えられる。それゆえ、このカンパラ原則のYMCAの会員問題に対する解釈は新たな宣教論的な挑戦を生みだし、キリスト教宣教とはなにか、誰がそれを担うのかという問いを突きつけてくるものである。

3. 神の同労者

YMCAのキリスト教性について、カンパラ原則の中で非常に小さな表現であるが、大きな意味を持つのが「神の同労者」である。

すべてのYMCAとその会員たちが神の同労者であるということは、YMCA運動ならびにその事業は神の業であるという理解が前提としてある。YMCAはそ

の神に業に参与する神の同労者ということになる。

ここにはmissio dei（ミシオ・デイ：神の宣教）という宣教論に基づく表現であると言える。missio deiを提唱した神学者の一人であるホーケンダイクによれば「この神の伝道の内容は、『人間化』、すなわち、人間をもう一度、人間らしくすることであると要約されます。あるいは、『シャーロームのしるしを樹立すること』といってもよいでしょう。それゆえ、教会は、私たちの生活の真の問題点をめめぐつて（わたしの新造語を使えば）シャーロームを来たらせる（shalomatizing）神の行為に参加するでしょう」²⁴と述べている。この主張に基づくならば、カンパラ原則の中でYMCAの使命として語れている「平等な機会と正義」「愛と理解にみちた人間関係」「誠実さ、豊かさ、創造性が生かされるような状況」「全人としての成長」はシャーロームを言い換えたものであると言える。

特にウプサラ会議において、missio deiを基本としながら、自らの宣教のcriteria（評価基準）として以下の3点が挙げられている内容とカンパラ原則の5つの使命を比較すると

WCC ウプサラ会議	YMCA カンパラ原則
一教会は、貧しき人、保護されていない人、虐げられている人、疎外されている人々の側に身を置いているか？	1.すべてのひとびとに、平等な機会と正義とが実現されるように努力する。 2.ひとびとの間に愛と理解にみちた人間関係が可能になるような環境をつくり出し、それをまもっていくように努力する。
一教会は、キリスト者が他者の課題を共に担うように導いているかどうか、また教会組織がこの世界に参与するものにふさわしいものとなっているか？	3. YMCAの中に、また社会のさまざまな組織や団体の中に、誠実さ、豊かさ、創造性が生かされるような状況をつくり出し、また維持するように努力する。

24 ホーケンダイク著・戸村正博訳『明日の社会と明日の教会』、新教出版社、1966年、6頁。

<p>一教会は、他の人々と共に、時のしるしを見分けるためにふさわしい状況に身を置いているかどうか、また新しい人間性の到来に向けて歴史の中で活動するために相応しい状況にいるか？²⁵</p>	<p>4.キリスト教的経験の多様性と深さが具体的に示されるようないろいろなリーダーシップと新しい型のプログラムを開発し、育てていくように努力する。</p>
	<p>5.全人としての成長のために努力する。</p>

非常に近い親和性を感じる。カンパラ原則の基本的な方向性はWCCのウプサラ会議と同様に、社会との繋がりにおいて「シャーロームを来たらせる神の行為に参加」していることを、イエス・キリストの福音を現代社会において証しする神の同労者である基準として示しているのは宣教論的に意義深いことである。

カンパラ原則においては、その神の同労者として「信仰、年齢、性別、人種、社会状況の違いを越えてあらゆるひとびとの参加」が呼びかけられており、この基準が守られている限り、その同労者の特質によるのではなく、神の宣教への参与という点において、YMCAのキリスト教性は保たれていると言える。

4. 「平等な機会と正義」

カンパラ原則の第1テーマとして「平等な機会と正義」が掲げられていることは、先述の2つの宣教論的な潮流から考えるならば、注目に値する。これは“Paris Basis”の中には全く含まれていない概念であり、福音派のローザンヌ誓約の第1項が“Paris Basis”にも似た「神は、御国を広げ、キリストのからだを建てあげ、御名の栄光のために、この世界の中からご自身のために一つの民を召し出し、その民をご自身のしもべとして、また証人として、この世界に遣わしてこられた」と、神の国の拡張と神の栄光を第一義としているのに対して、カンパラ原則では人間の権利と正義が訴えられている。

²⁵ Ed. by Norman Goodall, The Uppsala Report 1968, World Council of Churches, 1968, p. 32.

ここで謳われている“equal opportunity and justice for all”は、オバマ大統領が大統領選に出馬を表明した際に、バイデン上院議員を副大統領候補に指名し、政権公約として発表した“The Obama-Biden Plan”のタイトルが“Creating equal opportunity and justice for all”である。もちろん、このタイトルがカンバラ宣言より引用されたものではなく、むしろ1960年代のアメリカの中で公民権運動がおこり、その中で問われたことが白人社会の中における黒人の機会均等“equal opportunity”であり、それが正義の象徴であるという主張を背景にしたものである。有名なキング牧師の“I have a dream”の一節でも“ But we refuse to believe that the bank of justice is bankrupt. We refuse to believe that there are insufficient funds in the great vaults of opportunity of this nation.”と述べられており、“justice”（正義）と“opportunity”（機会）とが対になって使われており、公民権運動の成果として制定された公民権法の中で保障されるのが「公教育と雇用の機会均等（equal opportunity）」である。

1973年に採択されたカンバラ宣言は、むしろこのような世界的な人権意識と社会変革を受けて、この「平等な機会と正義」という言葉を第1テーマとして採択したものと思われる。

この言葉は小さなものであるが、宣教史においては一つの大きな変化を表すものである。

宣教と正義は、ボッシュが指摘するように、アモスやエレミヤなどの預言者の言葉に象徴されるように旧約聖書において密接に関係するものであった²⁶。しかしながら、啓蒙主義以降、政治や社会制度などの公共的社会と宗教と道徳などの私的世界が分離されることによって、教会は不正義的な社会構造に干渉することのない立場に追いやられることとなった。

そのことによって、宣教は人々をこの世の現実から視線をそらせ、隣人と関わることよりも神との交わりを求めるように促し、この世界ではなく天にある幸福を求める傾向を持つようになる。しかし、一見社会主義から目をそらした

26 ボッシュ、前掲書、401頁を参照。

ような宣教理解は同時に千年王国的希望を宣べつたえることによって、旧約聖書以来キリスト教の中に内包している預言者的要素を目覚めさせる結果を生み出すものであった。

そのように、1つの宣教が2つの命令へと分化していく中で、YMCAはカンパラ宣言において「平等な機会と正義」を第1テーマにかかげたことは、社会的責任を最も重要な使命として認識したことを表している。

おわりに

ドイツにおいて社会福祉事業を展開した敬虔主義、またイギリスの貧困問題に関わったウェスレーによるメソヂスト派などに見られるように、世界宣教の発端となる信仰覚醒運動においては魂の救済と社会変革とはもともと1つのものであった²⁷が、それがウプサラ大会以降顕著な形で分裂していくことになる。

もともと敬虔主義から生まれ出たYMCAもこの信仰に関わる二つの面が大きく分離することなく保たれていたのであるが、キリスト教宣教がそのアイデンティティーを失っていったとき、YMCA活動の特質からWCCのリベラルな傾向である *missio dei* を基本とする正義としての宣教へと移行していったことが、カンパラ原則で明確な形で表れていることを確認した。

まさに、カンパラ原則は、キリスト教宣教が2つに分かれていく中で分水嶺のような役割を担うものであり、21世紀に向かうYMCAの方向性を明確に導くものであった。

しかし、カンパラ原則において問われた問題「YMCAの会員問題、キリスト教性、社会的使命」はこれで解決されたわけではなく、むしろ現代においても問われ続けられている。

また、WCCやYMCAのような神学的傾向は、この時代の文化的・思想的傾向への迎合であるという批判がある。マクグラスも1960年代の現代の文化に適

27 ボッシュ、前掲書、256頁

応し、変革しようとしたリベラルなキリスト教の傾向に対して「キリスト教が文化によって変えられ、この世の文化的傾向の弱々しい漠然とした宗教的反映に過ぎないものになってしまった」²⁸と批判している。

新しい宣教理解、使命理解はキリスト教宣教の危機の中から生まれてきたものであるが、その危機はすでに回避されたわけではない。現代も世俗化が進み、社会が劇的に変革していく中で、キリスト教宣教としてのYMCAがその独自性を失ってしまわないためにも、YMCAという宣教の現場で神の同労者であるという自覚を持ち続けることによって、YMCAのミッションは現代に生き続けるものである。

28 マクグラス、前掲書、128頁。